

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市中心身障害者及び精神障害者通所援護所等通所費助成金事業
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	障害福祉サービスを提供する事業所に通所する障がい者に対し、通所に要した交通費の一部を補助することにより経済的負担を軽減し、障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的に、助成金を交付する
補助事業者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援及び第5条第14項に規定する就労継続支援
補助対象経費	交通機関の発行するバスの運賃を基準とし、通所に係る往復分の運賃に4分の1を乗じて得た額に通所日数を乗じて得た額
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	バス運賃（往復分）の運賃の1/4（上限）
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	4分の1
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	助成対象者100%を目標値とする ○目標に対する費用対効果（計算式） 通所した際の交通費を一部助成することで、本人やその家族の経済的負担を軽減するとともに、就労移行等への意欲向上が図れる ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成31年4月1日
見直し時期	令和2年10月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 随時受付
事業担当（担当部署）	社会福祉課
（電話番号）	0259-63-5113